

別表 1

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み）× 8（賃金改善実施期間の月数）× 4,660 円（4,000 円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）とする。	令和 4 年 2 月から 9 月までの間、対象看護職員等に対して賃金改善を行うために必要な経費 1 又は 2 の額のうち、いずれか低い方の額 1 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数（実績値）× 4,660 円（4,000 円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額） 2 賃金改善実施期間において、実際に対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費	10分の10

（注）

- 常勤の看護職員の常勤換算数は 1 とする。常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。
 <算式>
 「当該常勤でない看護職員が職務に従事する 1 週間の勤務時間（残業は除く。）」÷「当該医療機関で定めている常勤職員の 1 週間の勤務時間」
- 1 基準額の「賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み）」については、令和 4 年 2 月及び 3 月については各月初日時点の看護職員の常勤換算数の実績値を用い、同年 4 月から 9 月までの期間については、当該期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値の推計値を用いて算定を行うこと。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。
- 看護職員以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、補助額は、上記の計算式によって算定する。

別表 2

（看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の本事業による処遇改善の対象とすることができるコメディカル）

- ア 視能訓練士
- イ 言語聴覚士
- ウ 義肢装具士
- エ 歯科衛生士
- オ 歯科技工士
- カ 診療放射線技師
- キ 臨床検査技師
- ク 臨床工学技士
- ケ 管理栄養士
- コ 栄養士
- サ 精神保健福祉士
- シ 社会福祉士
- ス 介護福祉士
- セ 保育士
- ソ 救急救命士
- タ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
- チ 柔道整復師
- ツ 公認心理師
- テ その他医療サービスを患者に直接提供している職種